

太陽光発電設備を設置された方へ

＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

名古屋市

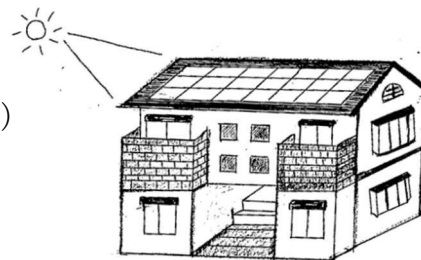
太陽光発電設備につきまして、以下のように事業の用に供するものは、償却資産として固定資産税の課税対象となりますので、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

課税対象について

	余剰買取 (発電された電気を自家消費用に 充て、残った電気を電力会社に売却)	全量買取 (発電された電気の全量を 電力会社に売却)
個人 (住宅用)	【課税対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。
個人 (事業用) 法人	【課税対象】 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当します。 (例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、不動産賃貸業の業務の一部として取り扱います。 (発電した電力をすべて入居者が利用していても、課税対象)	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。

課税対象となる太陽光発電設備の例

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）
- ・架台 ・送電設備 ・電力量計
- ・パワーコンディショナー など



※ 太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は、17年です。

(種類：2種、細目コード：7551 その他の設備 - 主として金属製のもの)

※ 固定資産税（償却資産）においては、所得税や法人税のような租税特別措置法に基づく特別償却および税額控除の制度はありません。

課税標準の特例について

条件を満たした太陽光発電設備は、課税標準の特例の適用を受けることができます。

取得時期	対象資産	発電出力	特例内容
平成24年 5月29日 ～ 平成28年 3月31日	固定価格買取制度の 認定を受けて取得し た再生可能エネルギ ー発電設備	10KW以上	最初の3年度分 課税標準額を価格の3分の2に軽減
平成28年 4月1日 ～ 平成30年 3月31日		10KW以上	最初の3年度分 課税標準額を価格の2分の1に軽減 (旧名古屋市市税条例附則第14条の6第10項)
平成30年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日	再生可能エネルギー 事業者支援事業費に 係る補助を受けて取 得したもの(※) (固定価格買取制度 の認定を受けたもの は特例の <u>対象外</u>)	1,000KW 未満	最初の3年度分 課税標準額を価格の2分の1に軽減 (名古屋市市税条例附則第14条の6第11項)
		1,000KW 以上	最初の3年度分 課税標準額を価格の12分の7に軽減 (名古屋市市税条例附則第14条の6第12項)

※ 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写しを添付して申告してください。

<お問い合わせ先>

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方) 栄市税事務所固定資産税課償却資産担当 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) TEL (052)959-3309
(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方) 本陣市税事務所固定資産税課償却資産担当 〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階) TEL (052)433-4028
(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方) 金山市税事務所固定資産税課償却資産担当 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) TEL (052)324-9809

(令和6年1月現在の法令に基づいて作成しています)